

6. 11. 20
3249

解雇手当及退職手当の制定
一、家族見舞金トシ七百円支給

法人
法人
法人
法人
法人
法人

減収

③ 三鱈煉炭工場争議 (一〇・一〇・一〇三〇)

秋吉川野川町市扇町

労働者 六一名

参加者 全員

△ 社会側ニテ新機械購入シタル為メ減収ヲ招来シタルニ因リ
労働者側ハ十月十日要ハ書ヲ提出シテ給評議会神奈川合同
労働組合ノ支援ヲ受ケ争議ニ入リンガ労働者数次第街
ヲ重ネタル結果十月三十日解決ス

要 求 事項

一月収四十五円以上トスルコト

年二回ノ昇給ヲ実施スルコト

解 決 事 項

昇給ニ付ニクキハ日給一円三十分以上ノ者ハ十五分昇給